

栃木県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等の開示に係る必要書類一覧

被保険者区分	請求者	必要書類								
		個人情報開示請求書	診療報酬明細書等請求内訳書	請求者本人書の確認書類	委任状【被保険者又は遺族】	委任状に押された印鑑登録証明書	被保険者の死亡が確認できる書類	被保険者の遺族であることが確認できる書類	印鑑	その他必要な書類
生存	本人	○	○	○					○	被保険者だった場合で、婚姻等のため開示請求する診療報酬明細書等の指名が異なる場合 ・旧姓等の確認できる書類
	配偶者、子、その他同居の親族	○	○	○	○	○			○	・親族であることを確認し得る書類 ①戸籍謄本（抄本）、②住民票など
	法定代理人	○	○	○					○	・法定代理人関係を確認し得る書類 ①戸籍謄本（抄本）、②住民票、③登記事項証明書、④家庭裁判所の証明書など
	委任を受けた弁護士	○	○	○	○	○			○	①弁護士記章、②弁護士番号、③日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の身分証明書
死亡	遺族（被保険者の配偶者、子及びこれらに準ずる者）	○	○	○				○ 戸籍謄本（抄本） 若しくは住民票（除票）	○	
	遺族の法定代理人	○	○	○				○ 戸籍謄本（抄本） 若しくは住民票（除票）	○	・法定代理人関係を確認し得る書類 ①戸籍謄本（抄本）、②住民票、③登記事項証明書、④家庭裁判所の証明書など
	遺族から委任を受けた弁護士	○	○	○	○	○		○ 戸籍謄本（抄本） 若しくは住民票（除票）	○	①弁護士記章、②弁護士番号、③日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の身分証明書

※ 委任状及び添付証明書は、開示請求する日前 30 日以内に作成されたものに限ります。